

秋田県告示第59号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成30年1月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量 三次元移動体計測、空中写真測量、地図情報レベル500数値地形図データ作成
- 2 作業期間 平成29年11月2日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 一般国道7号 鷹巣大館道路 国道105号から大館能代空港間地内
一般国道7号 356.8キロポストから370.2キロポスト北秋田地区